

すみだステップハウスおおぞらの指定管理者の指定について

1 指定する施設

すみだステップハウスおおぞら
墨田区文花一丁目32番7号

2 指定の期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで(3年間)

3 指定管理者とする団体の概要

(1) 名称

社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団

(2) 所在地

東京都墨田区向島三丁目36番7号

(3) 代表者氏名

理事長 高野 祐次

(4) 沿革

昭和63年10月1日 法人設立

(5) 事業の実績(自治体からの受託運営)

本区での実績

- ・平成元年度～ すみだ福祉保健センター 指定管理者
- ・平成元年度～ 母子生活支援施設スマイルホームすみだ 指定管理者
- ・平成12年度～ シルバープラザ梅若 指定管理者
- ・平成22年度～ すみだステップハウスおおぞら 指定管理者
(上記期間には、指定管理制度以前の運営受託等期間を含む。)

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集について

現指定管理者による施設の管理運営状況について、主管部検討部会による評価を踏まえ、選定委員会において審議した結果、区が定める水準を充たしており、「指定管理者の指定の手続等に関する要綱」第2条第1項第4号に該当するため、公募によらずに指定管理者の候補者を選定することとした。

指定管理者の指定の手続等に関する要綱(抄)

(公募によらない指定管理者の指定)

第2条 指定管理者の指定に当たって公募しないこととする特別の事情があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

(4) 施設の統廃合若しくは機能転換又は改築、大規模修繕、移転等の予定(検討中を含む。)がある場合

(2) 選定経過

選定委員会において、応募事業者からの申請書類(事業計画書、財務諸表、人員配置計画書等)及び主管部検討部会における評価等に基づき、選定基準である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目について審査を行った。

(3) 選定理由

審査の結果、選定した事業者は、審査の合計点が高得点であり、すみだステップハウスおおぞらの設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

(1) 管理運営の方針

将来にわたり質の高いサービスを安定的かつ継続性をもって事業展開するため、「利用者の人権を尊重し、利用者本位の福祉サービスを提供する。事業団の有する資源を効率的・効果的に活用する。地域福祉の向上に貢献する。」の3点を基本理念に掲げ、本施設の管理・運営を行うとしている。

(2) 主な提案

ア 利用者サービスの向上に関する提案

- (ア) 障害者生活介護施設「ひだまり」
 - ・一人ひとりの個性や障害特性を尊重した利用者本位の支援を実践する。
 - ・利用者が安全に安心して活動できる環境を確保して、本人の意欲と能力を引き出し、発揮できるように支援する。
 - ・医療的ケアを必要とする利用者について、関連機関と連携して支援を行う。

(イ) 障害児通所支援施設「にじの子」

- ・個別療育数の増加、集団療育及び巡回相談の充実などを行う。
- ・保護者ニーズに寄り添い、乳幼児から学齢児までの発達を長い視点で捉え、各年齢の発達課題や保護者の困り感に適切に対応する。
- ・墨田区の現状に合わせて柔軟に対応しつつ、長期的な療育事業を展開する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

(ア) 指定管理料(提案額)：151,198,000円

(イ) 省エネ等による経費削減ほか、すみだ福祉保健センター事業等との連携による効率的な運営を行う。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

(ア) 開設以来約10年間積み重ねてきた経験・実績を最大限に活かし、関係機関との連携を一層強化し、総合的な支援を実践する。

(イ) 常勤職員には専門資格(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等)を有する者を配置するとともに、研修計画に基づく研修の実施ほか、積極的な人材育成を図る。

(ウ) 防災計画(帰宅困難者対策)、災害時等の避難確保計画ほか、各種計画等に基づき定期的な訓練を実施するなど、災害その他緊急時対応に備える。

【参考】現指定管理者による施設の管理運営状況

(1) 施設の利用状況・指定管理料等の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
ひだまり (障害者生活介護施設)	在籍人数(年度末)	27人	30人	32人
	にじの子 (障害児通所支援施設)	362人	404人	353人
	内	252人	295人	245人
	個別療育	110人	109人	108人
	集団療育			
利用料金収入		112,025,000円	117,414,000円	121,001,000円
指定管理料		136,633,000円	138,700,000円	144,477,000円

上表中、令和元年度の在籍人数は令和元年9月末現在の人数

(2) 管理運営状況に関する評価

ア 業務運営について

(ア) 施設開設以来、地域に根ざした開かれた施設づくりを行い、利用者が地域で自立生活を行っていきけるよう地域社会との連携と協力を努めている。

(イ) これまでの経験と実績を活かし、一人ひとりの発達課題に的確に対応した療育の提供を行っており、利用者が自分らしく生きていくための様々な課題について、利用者ニーズへの対応が図られている。

イ 運営体制・管理体制について

(ア) 事業計画に即した専門性の高い職員配置を行うとともに、研修計画に基づく研修実施ほか、積極的な人材育成に取り組んでいる。

(イ) 災害その他緊急時に対応した各種計画及びマニュアル等が策定され、適切な対策がとられている。

(ウ) 指定業務に係る会計は独立しており、毎月の収支も正確に報告されている。

審査結果

各評価項目の合計点による審査。

7名の委員が採点し、その合計点により審査を行った。

評価項目・細目(配点)	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団
1 利用者サービスの向上(40点×7人=280点)	
(1) 利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2) 施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3) 利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4) 利用者の要望・意見等を聴くための手段と業務改善の取組があるか	198点
2 効率的・効果的な施設の運営(30点×7人=210点)	
(1) 施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2) 施設の維持管理経費を節減するための積極的な取組があるか (3) 提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4) 区民の雇用や区内企業の活用を図る取組があるか (5) 利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取組は効果的か	137点
3 事業計画の遂行能力(30点×7人=210点)	
(1) 経営状況及び財政基盤は安定しているか (2) 職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3) 管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取組は十分か (4) 個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5) 災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (6) 同種事業に関する他の自治体での実績・本区での実績はあるか	156点
合計点 (100点×7人=700点)	491点